

下水道排出汚水量の認定制度について

市では、水道水以外（井戸水など）を使用している人、醸造業・製氷業その他の事業を営む人に対して、使用水量が下水道に流す汚水量と著し

く異なる場合に排出汚水量を認定して下水道使用料を決定します。

また、下記のような場合でも内容を審査して認定しますので、認定の申請をする人は「排出汚水量申告書」を提出してください。

◇認定制度に該当する使用例

- ▶自家水（井戸水など）を使用している場合
- ▶牛や豚などの畜舎で使用している場合

75歳以上の皆さんへ



後期高齢者医療制度の被保険者証配布について

4月から老人保健制度が後期高齢者医療制度へ移行することに伴い、75歳以上の人および65歳以上で老人保健の障害認定を受けている人へ後期高齢者医療制度独自の被保険者証が、被保険者一人に1枚交付されます。新しい被保険者証は、3月21日以降に区長さんが配布しますので受領してください。

なお、今まで使用していた国民健康保険や社会保険などの被保険者証は、4月から使えなくなりますので注意してください。

◇被保険者証を受領した際、次の点に注意してください。

- ▶住所、氏名、生年月日の記載に誤りがないか確認してください。
- ▶被保険者証を受け取ったら受領印を押してください。

【問い合わせ】 市民生活部保険医療課 医療係 ☎ 0220 (58) 2166

▶年間を通じて、ビニールハウスなどで野菜や花き栽培に使用している場合

▶製造業などで製品に多量の水を使用している場合

▶育苗などで一時的に使用する場合（原則として1カ月分のみ）

【注意】 昨年度、認定を受けた場合でも、再度提出が必要です。

【申請先・問い合わせ】

建設部下水道課 事業管理係
☎ 0220 (34) 2359

迫図書館・登米図書館の臨時休館について

電算システム保守点検のため、図書館を休館します。

【臨時休館日】 3月30日（日）

【問い合わせ】

- ▶迫図書館
☎ 0220 (22) 9820
- ▶登米図書館
☎ 0220 (52) 2316

消防・防災マニュアル「事故は未然に防ぎましょう」⑫

3月1日から7日まで「春の火災予防運動」が実施されます

【防火標語】 「火は見てる あなたが離れる その時を」

【山火事防止標語】 「山火事は 地球も未来も 燃やします」

これから春先にかけて、空気が乾燥して火災の発生しやすい気候になります。今年は降雪量が少なく、林野火災などの早期発生と多発化が心配されます。尊い生命と大切な財産を守るために、火災予防に努めましょう。

□重点目標

◆住宅防火対策の推進強化

- ・既存住宅への住宅用火災警報器の早期設置の促進

◆放火火災・連続放火火災予防対策の推進

- ・平成19年中の市内の出火原因トップは、放火・放火の疑いによるものです。（住宅の周囲には燃えやすい物を置かないなど、放火させない環境づくりに努めましょう）

◆林野火災予防対策・乾燥時および強風時の火災発生防止対策の推進

- ・強風時・乾燥時および火災の起こりやすい場所では、たき火をしない。
- ・たき火をするときには、消火の準備をして、その場を離れない。
- ・たき火をするときには、消防署へ届け出ること。

◆震災時などにおける出火防止対策の推進

- ・自主防災組織などと連携した地域の防火安全対策の推進



1月の出動件数 ()は平成20年の累計	
火災	2件 (2件)
救急	184件 (184件)
救助	2件 (2件)



【問い合わせ】 消防本部・消防署 ☎ 0220 (22) 0119

3月1日～7日は子ども予防接種週間です

4月からの入園・入学に備えて必要な予防接種を受けましょう。



■定期予防接種・定期外予防接種

予防接種の種類	定期予防接種の対象者	接種回数	間隔	定期外予防接種の対象者（希望者） (法に基づかない予防接種に市が費用負担する予防接種)
ポリオ	3カ月～7歳6カ月未満	2回	6週以上	
B C G	6カ月未満	1回		6カ月～1歳未満で、医師の判断による人
百日咳・ジフテリア・破傷風 (2期ジフテリア・破傷風)	1期初回	3カ月～7歳6カ月未満	3回	3カ月～7歳6カ月未満の人で、接種間隔が定期の接種間隔と違っている人 ※3カ月～7歳6カ月未満の人で、百日咳にかかった人はジフテリア・破傷風の2種混合
	1期追加		1回	
麻しん 風しん	2期	11歳～13歳未満	1回	
	1期	1歳～2歳未満	1回	
日本脳炎 ※流行地へ渡航する場合 や蚊にさされやすい環境 にある場合など、本人・ 保護者の同意を得た上で、 定期接種として接種が可能 です。	2期	小学校就学前1年間	1回	
	1期初回	6カ月～7歳6カ月未満	2回	1～4週 初回（2回）終了後おおむね1年
	1期追加		1回	
	2期	9歳～13歳未満	1回	6カ月～7歳6カ月未満の人で、接種間隔が定期の接種間隔と違っている人

(注) 定期予防接種を希望し、ワクチンの供給不足などの個人の事由以外で期間内に接種できなかった場合は、定期外予防接種として接種できますのでご相談ください。

【問い合わせ】 市民生活部健康推進課 健康推進係 ☎ 0220 (58) 2116 ・ 各総合支所市民福祉課 健康づくり係

4月から麻しん・風しん予防接種3期・4期開始

昨年10代・20代の年齢層を中心に麻しんが流行したこと、この年代に対する予防接種（3期・4期）が加わりました（平成24年度まで無料）。

麻しんは感染力が非常に強く、一度発生するとまん延の防止が難しい病気ですが、この年代は予防接種を1回または全く受けていない人が多く見られます。このため、2回目の接種を受ける機会を設けました。

3期・4期対象者には個別通知しますので、4月以降6月ころまでに接種するようお勧めします。

【平成20年度対象者】

- ▶3期＝平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれ
- ▶4期＝平成2年4月2日～平成3年4月1日生まれ

また、対象から外れる人は任意（有料）となりますが、大学進学や就職前に接種することをお勧めします。

【問い合わせ】

市民生活部健康推進課 健康推進係
☎ 0220 (58) 2116

登米市「食育フォーラム」

市民一人一人が健康で心豊かに生活できるように、家庭、地域、学校、行政が連携して進める食育の大切さについて考える「食育フォーラム」を開催します。

【日時】 3月23日（日）

午前9時30分～正午

※午前9時から受け付け

【場所】 登米祝祭劇場 大ホール

【対象者】

どなたでも参加できます

【内容】

◇ステージの部

- ▶第1部＝パネルディスカッション▶第2部＝講演「登米の豊かな“食”を次世代につなごう」、講師：尚綱学院大学・芳賀めぐみさん

◇展示・試食の部

▶登米市食生活改善推進員協議会による「簡単スピーディー栄養満点朝ごはん」展示▶おすすめ料理の試食

【問い合わせ】

市民生活部健康推進課 健康推進係
☎ 0220 (58) 2116

食生活改善推進員養成講座受講生募集

生活習慣病を予防し、一人一人が充実した人生を送ることができるようになるためには、自分の健康は自分で守ることが大切です。

日ごろの食生活や生活習慣を振り返り、健康づくりの輪を広げましょう。

【期間】 6月～12月

【場所】 市役所南方庁舎、南方保健センターなど

【対象者】

市内在住の20～65歳の女性

【募集人員】 30人（先着順）

【講座内容】

- ①健康づくり講話・調理実習・食育・メタボリックシンドローム予防・高齢者低栄養予防など
- ②登米市元気とめ21計画、登米市食育推進計画などについて

【受講料】 無料

【申込方法】 電話

【申込期限】 3月21日（金）

【申し込み・問い合わせ】

市民生活部健康推進課 地域保健係
☎ 0220 (58) 2116